

投票日は2月7日(日)

市議会議員一般選挙

◆告示日◆

1月31日(日)

◆投票日時◆

2月7日(日) 午前7時～午後7時

◆選挙会(開票)◆

2月7日(日) 午後8時～
伊奈公民館 2階大ホール

◆投票資格◆

この選挙で投票できる方は、
1月30日(現在)で調製する選挙人名簿に登録され、投票日当日まで有効に登録されている方(市外に転出した方を除く)です。

■選挙人名簿に登録される方とは

- ・日本国民
- ・投票日翌日までに満20歳の誕生日を迎える方(平成28年2月8日以前に出生した方)
- ・告示日の前日から3か月前(平成27年10月30日)までに転入の届け出をして、引き続き3カ月

期日前投票制度

投票日当日に、仕事・旅行などの予定がある場合は「期日前投票」ができます。

■受付期間：2月1日(月)～6日(土)

■時間：午前8時30分～午後8時

■場所：市役所伊奈庁舎1階ロビー
市役所谷和原庁舎1階ロビー

※入場券をご持参の上、お越しください。

以上市内に住所を有する方

◆投票するには◆

投票所の入場券を、皆様のご自宅へ郵送しますので、投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所に投票してください。入場券に記載されている投票所以外では投票することができません。

なお、入場券は、世帯全員分を1通(7人以上は2通)で発行しますので、投票の際にはご

自分の分を切り取って投票所にご持参ください。
入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、投票資格があれば投票することができますので、投票所の係員にお申し出ください。

《投票することが困難な方へ》

「投票所へ行けない」「字が書けず投票用紙に記入できない」などの場合、要件を満たせば次のような制度により投票できます。

◆不在者投票制度◆

不在者投票の手続きには日数が必要です。お早めに市選挙管理委員会にご連絡ください。

■市外の選挙管理委員会における不在者投票

市外に滞在・旅行中の方が、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度です。投票用紙は、市選挙管理委員会にご請求いただいた後、滞在先へ郵送しますので、お早めにご請求ください。

投票所が追加・変更になります

【みらい平第1投票所】

小張(愛宕住宅)、陽光台にお住いの方。投票場所は「陽光台小学校」となります。

【みらい平第2投票所】

小張(高波、高波住宅、山田住宅、小島新田東)、小島新田、紫峰ヶ丘、富士見ヶ丘にお住いの方。投票場所は「みらい平コミュニティセンター」となります。

■指定病院などにおける不在者投票

都道府県選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院などに入院している方が、その施設内で投票できる制度です。投票用紙は、病院長などを通じて請求することができます。

■郵便などによる不在者投票

身体に重度の障がいがあるため、投票所に向いて投票ができない方が、自宅から郵便で投票できる制度です。

郵便投票を行うには、市選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」が必要ですので、お早めにお問い合わせください。

みんなで徹底しよう「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を

贈らない!

有権者は政治家に寄附を

求めない!

政治家から有権者への寄附は

受け取らない!

◆代理投票制度◆

心身の故障や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自分で記入することができない方のために、投票所の係員が投票のお手伝いをする制度です。秘密を厳守し、お手伝いをしますので、必要な場合は係員にお申し出ください。

問 つけばみらい市選挙管理委員会(伊奈庁舎総務課内) ☎ 58・2111(内線1213)